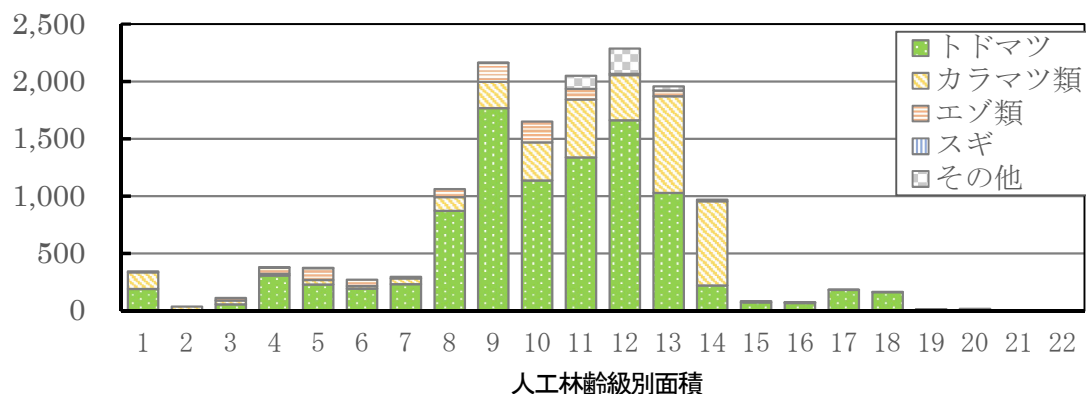


(参考) 単層林施業での主伐、間伐の繰返し年

区 分	トドマツ	カラマツ	アカエゾマツ	備 考
主伐実施林齢(通常)	51～80	51～80	70～100	
主伐実施林齢(長伐期)	64～80	61～80	96 以上	
主伐繰返し年	11～20	11～20	20	
間伐繰返し年	7～10	7～10	10	



トドマツ人工林(13齢級)



カラマツ人工林(7齢級)

ウ 天然林の施業

区 分	施業の方法
[林地保全林等]	・原則施業は行いません
[多 段 林]	・主間伐 : 上層木等における樹冠の競合緩和や下層木の成長を促すため、各立木のサイズや質、成長状況等を勘案し、単木的な抜き切りを行います。 ・更新 : 天然更新による後継樹の確保を図ります。
[疎 林]	・更新 : 災害等で疎林が発生した場合は現況に応じて植栽等を実施します。
[広葉樹二次林]	・間伐 : 密度管理のための間伐を主体に実施します。



針広混交林



広葉樹林

エ 路 網

区 分	整備の考え方等
[林道・林業専用道等]	・通行車両の種類や用途に応じて、規格に沿った路網の開設を実施します。 ・環境負荷の低減に配慮しながら合理的な路網配置となるように整備を実施します。
[橋梁長寿命化]	・「道有林林道橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な点検や補修、架け替えを実施します。



林業専用道



改良予定の橋梁

オ 計画量

(ア) 伐採立木材積及び間伐面積

(単位:材積千 m3、面積:百ha)

区 分		総 計			前期(R4-8)			後期(R9-13)		
		計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
総計材積	計	985.4	939.3	46.1	467.8	446.1	21.7	517.6	493.2	24.4
	針葉樹	917.8	876.9	40.9	434.2	415.1	19.1	483.6	461.8	21.8
	広葉樹	67.6	62.4	5.2	33.6	31.0	2.6	34.0	31.4	2.6
主伐材積	計	396.4	396.4	0.0	178.8	178.8	0.0	217.6	217.6	0.0
	針葉樹	359.4	359.4	0.0	160.4	160.4	0.0	199.0	199.0	0.0
	広葉樹	37.0	37.0	0.0	18.4	18.4	0.0	18.6	18.6	0.0
間伐材積	計	589.0	542.9	46.1	289.0	267.3	21.7	300.0	275.6	24.4
	針葉樹	558.4	517.5	40.9	273.8	254.7	19.1	284.6	262.8	21.8
	広葉樹	30.6	25.4	5.2	15.2	12.6	2.6	15.4	12.8	2.6
間伐面積		7,392	6,698	694	3,951	3,624	327	3,441	3,074	367

(イ)造林面積

(単位:ha)

区 分		総 計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
総 計		1,153 (1,996)	542 (988)	611 (1,008)
人工 造林	計	1,153 (1,996)	542 (988)	611 (1,008)
	単層林	710 (710)	348 (348)	362 (362)
	複層林	443 (1,286)	194 (640)	249 (646)
天然 更新	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	植込み	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	かき起し等	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※括弧内の数値は区域面積

(ウ)路網開設延長

(単位:km)

区 分	総 計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
林 道	0.0	0.0	0.0
林業専用道	25.7	14.6	11.1

(2) 森林の保全

希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林や保護林などの適切な管理を行うとともに、病害虫や鳥獣による森林被害については地域の関係機関と連携を図りながら必要な駆除や予防対策を講じるなど、適切な森林の保全に努めます。

区 分	具体的な取組等
[保護林]	当管理区には、浦幌町に原生樹保護林(太古の杜)を昭和 50 年に指定しているほか3つの保護林を指定しております。 詳細については、参考資料 6 の(1)のアを参照
[生物多様性保全の森林]	当管理区で確認されている希少野生植物である「ウラボロイチゲ」の生息地を保全し定期的にモニタリングを実施します。 また、営巣が確認されている「クマタカ」・「オオタカ」については、独自に営巣地等の森林施業の手引き作成し、クマタカ・オオタカの繁殖期には森林整備事業の停止や延期をするなど希少野生動物に配慮した森林施業を実施しています。
[森林被害対策]	・森林病虫獣害対策 野ネズミによるカラマツ植栽木等の食害が継続して発生していることから、薬剤の散布による防除を実施するほか、食害されづらいグイマツ雑種F ₁ の植栽を進めます。 ・エゾシカ対策 依然として生息頭数が高い水準にあるため、市町村や環境生活課との連携による囲い罠の設置に向けて、定点カメラによる生息状況調査等を行います。 また、捕獲狩猟者によるエゾシカの捕獲を促すため、国有林と連携し、狩猟者が一度の申請で全ての道有林(国有林)に入林できるようになる「一括入林承認手続き」を行うとともに、冬期間の除雪路線や利用期間に関する情報を道のホームページで公開するなど、狩猟者への積極的な情報提供に努めます。
[その他]	平成 28～29 年に発生した台風による風倒被害については、倒木処理は概ね完了しており、順次植栽による復旧を進めます。



保護林・太古の杜



希少野生動植物・ウラボロイチゲ



希少野生動植物・クマタカの雛



希少野生動植物・クマタカの巣跡



野ネズミ防除・薬剤散布



エゾシカ・定点カメラ撮影



エゾシカ捕獲用の林道除雪

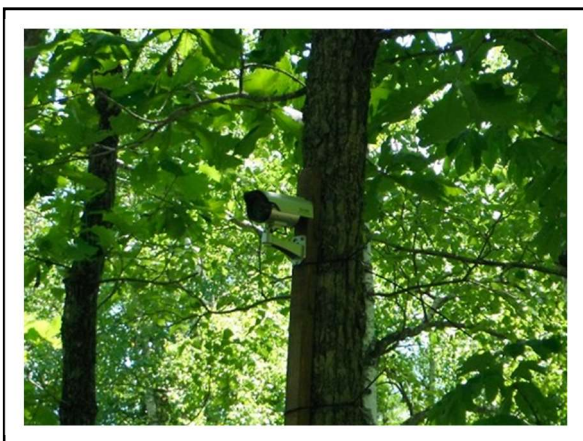


風倒被害地への植栽

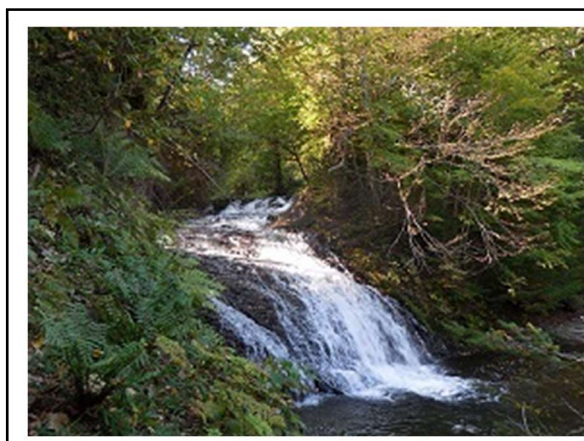
(3) 森林の管理

公有財産である道有林を適正に管理するため、森林の巡視や境界標の計画的な保全・復元などに取り組むほか、保安林や自然公園等に指定されている森林での保護・保全を図るなど森林の適切な整備・管理を行います。

区 分	具体的な取組等
[森林の巡視等]	道民の財産である道有林を適正に維持・管理するため、林野火災の警防や希少野生動植物の不法採取、廃棄物の不法投棄等の違法行為を防止するため、効果的な巡視活動や林道ゲートなどの維持管理、監視カメラの設置などを推進します。
[境界の保守等]	隣接する土地の所有者とのトラブルを防止するため、隣地との境界を示す境界標の計画的な保全・復元を図るほか、森林被害の調査や林道施設の定期的な安全点検などを実施します。
[保安林の適正な管理]	公益性を重視した森林づくりを推進する観点から、当管理区の面積の約9割を水源のかん養や土砂の流出の防備等を目的とした保安林に指定しています。また、そのうちの7%が道有林としては珍しい防霧保安林に指定しており、海岸部から侵入してくるガス（海霧）を防いでいます。こうした森林が確実に保護・保全されるよう森林の適切な整備・管理を行います。
[入林者の利便性向上]	入林者が安全で快適に森林を利用できるよう、現地に関する情報の提供や事故防止等に向けた普及啓発を行います。



監視カメラ



水源涵養保安林



道有林の境界



空中消化資機材訓練